

## 川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則の概要について

### 1 川崎市教育財産管理規則の目的

川崎市教育財産管理規則（以下「規則」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育財産の管理等について、必要な事項を定めたものであり、教育財産を本市以外の者が使用する場合、教育財産の用途又は目的を妨げない限度におきまして、その者は使用許可の申請をして許可を受ける必要があることや、その許可を受けた者が使用する附帯する諸設備の光熱水費等の負担についても規定している。

【抜粋】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

### 2 規則改正の経緯

令和2年第5回、第6回川崎市議会定例会において、井田病院内のレストラン事業者に対する光熱水費の一部が、レストランを開設した平成24年度から未請求となっていたこと、またその後の処理・対応状況等について一部不適切な実態があったことなどが議論された。

これを受け、同様のケースに係る全庁的な調査が行われ、資料2 報道発表資料 別紙「4 調査結果」のとおり教育委員会事務局において、許可書等において光熱水費等の負担を条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの等が判明した。

### 3 規則における使用者の光熱水費等の負担

規則において、電話、電気、ガス、水道等の光熱水費等の負担については次のとおり規定しており、使用者に負担を求めない規定はない。

【抜粋】 川崎市教育財産管理規則

（光熱水費等の負担）

第20条 使用者は、その使用に係る教育財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。

## 4 改正の趣旨・主要内容

教育委員会事務局において、光熱水費等は、案件ごとに内容を確認し、公益性や目的などを踏まえ、使用者負担の有無について判断してきたが、規則には使用者が光熱水費等の負担を求めない規定がないことから、当該事項について規定するものであり、現在、光熱水費等の負担について規定している規則第20条を、公益上特に必要で本市の事業を支援する場合や、利便性の向上に資すると認められる場合には、光熱水費の全部又は一部の負担を求めないこととする旨を追加する。

### 【改正案】川崎市教育財産管理規則

(光熱水費等の負担)

第20条 使用者は、その使用に係る教育財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の経費の全部又は一部につき、使用者の負担としないことができる。

(1) 公益上特に必要と認められる場合であって本市の事業を支援するために使用するものであると認められるとき

(2) 使用に係る教育財産の利便性の向上に資すると認められる場合

※下線は現在の規定に追加又は修正する箇所

### 【抜粋】川崎市財産条例

(普通財産の無償貸付け若しくは減額貸付け又は貸付料の減免)

第6条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用に供するとき。

(2) 前条第2項に掲げる団体において、同項に定める公益事業の用に供するとき。

(3) 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき。

※使用料の減免について、当該規定を準用する旨が同条例第3条第3項に規定している。

※(抜粋) 第5条第2項

〔前項に規定する場合のほか、普通財産は、公共的団体においてもっぱら公益事業の用に供するため当該団体に譲渡するときは、時価よりも低い価額で譲渡することができる。〕